

社会保険労務士様向け勉強会

ながの法律事務所 第7回労務問題勉強会

～勉強会テーマ～

「働き方改革関連法
労働時間の上限規制と年次有給休暇」



働き方改革

開催
日時

10月17日(木) 17:00~18:30

※ご希望により、セミナー後に懇親会を開催する予定です。

場所

ながの法律事務所
(長野市西後町624番地3)

費用

2000円
(顧問先様は無料)

定員 先着10名

以下に一つでも当てはまる方はぜひご参加ください！

- 働き方改革関連法について顧問先から相談されている。
- 年次有給休暇の取得のさせ方や問題点を整理したい。
- 労働時間の上限規制とは何か、実際に就業規則など何を変えれば良いのか知りたい。
- 上限規制を踏まえた労働時間管理のポイントを知りたい。
- 身近に労働紛争に関して相談できる専門家がない。

・弁護士 酒井 宏幸

1978年 県立飯山北高等学校卒業

1983年 専修大学法学部法律学科卒業

1987年 司法試験合格

2004年 ながの法律事務所開設

ながの法律事務所代表弁護士。企業法務に関する業務が中心。使用者側での残業代、解雇等労働法実務の経験が豊富。



・弁護士 今井 優太

2000年 長野県吉田高等学校卒業

2005年 中央大学法学部法律学科卒業

2007年 千葉大学法科大学院修了

同年司法試験合格

2008年 弁護士登録、同時にながの法律事務所入所

使用者側・労働者側双方での労働事件の取扱実績がある。社会保険労務士様向け顧問弁護士も担当。



主催 ながの法律事務所 〒380-0845 長野市西後町624番地3

働き方改革関連法については、年5日の年次有給休暇取得が既に今年4月から全企業を対象に義務づけられ、労働時間の上限規制が来年4月からいよいよ中小企業にも適用されます。

本勉強会では、年次有給休暇取得義務、労働時間の上限規制について、改めてその概要を確認します。その上で、**年次有給休暇の取得のさせ方や問題点を整理し、実務上の対応を解説します。また、労働時間の上限規制についても、36協定の締結上の注意点などの実務対応を弁護士が分かり易く解説します。**

さらに、**労働者側から見た働き方改革関連法**に対する対応も解説します。

本勉強会は、今回で7回目となります。これまでの勉強会では毎回定員数までお申込を頂き、幸いにしてご高評も頂くことができました。これまでご参加頂いたことのある先生はもちろん、初めての先生も大歓迎ですので、是非ご参加下さい。

ながの法律事務所のセミナーの特徴

- ・少人数の勉強会方式ですので、気軽に質問ができます。講師以外の弁護士も出席するので、他の勉強会より、豊富な情報提供とともに活発な情報交換ができます。
- ・ご参加頂いた方には**無料法律相談（初回30分）**などの特典もありますので、この機会に是非お申込下さい。皆様のご参加をお待ちしております！

【勉強会参加者の声】

・本日の勉強会の満足度はいかがでしたか。
とても満足。 満足である。 どちらともいえない。 不満である（説明がわかりにくい等）

・本日の勉強会で満足したこと、不満であったことをお教えください。

生の判例に則りた話を聞きたい機会が勉強になります。

【勉強会の様子】



【会場地図】



※当事務所の1階に駐車スペースがございますが、駐車台数に限りがございますので、お近くの有料駐車場をご利用頂きますよう宜しくお願い致します。

お申込みは下記を記載のうえ、FAXで送信下さい。FAX：026-236-1177

貴事務所名		ご参加者名	
ご事務所所在地		電話番号	
E-mail			
懇親会の出欠	<input type="checkbox"/> 懇親会への参加を希望（ご予算：5000円） <input type="checkbox"/> 参加しない		

【お問い合わせ先】

ながの法律事務所 (長野県弁護士会所属)

住 所：長野市西後町624番地3

T E L : 026-236-1188

E-mail : kanai@nagano-lo.com

営業時間：午前9時～午後6時

事務所HP : <https://www.nagano-lo.com/>

弁護士 酒井宏幸 山岸重幸 飯田武寛

今井優太 金井崇晃

